

# 公立大学法人金沢美術工芸大学教職員退職手当規程

平成22年 4 月 1 日

法人規程第22号

## (退職手当の支給)

第1条 この規程の規定による退職手当は、公立大学法人金沢美術工芸大学就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項で規定する教職員であって公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき金沢市から職員派遣された派遣職員（以下「派遣職員」という。）及び公立大学法人金沢美術工芸大学教職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）第3条第1項、第4条第1項、公立大学法人金沢美術工芸大学職員の定年等に関する規程（以下「職員定年等規程」という。）第8条又は附則第4条の規定により採用された者（以下「再雇用教職員」という。）以外の者（以下「教職員」という。）が退職した場合においてその者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

## (遺族の範囲及び順位)

第2条 この規程において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、教職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、教職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 教職員を故意に死亡させた者
- (2) 教職員の死亡前に、当該教職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

## (退職手当の支払)

第3条 次条及び第16条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第18条の規定による退職手当は、教職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

## (一般の退職手当)

第4条 退職した者に対する退職手当の額は、第5条から第9条まで及び第12条から第14条までの

規定により計算した退職手当の基本額に、第15条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次条又は第7条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については1年につき 100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については1年につき 100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については1年につき 100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については1年につき 100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については1年につき 100分の160
- (6) 31年以上の期間については1年につき 100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。次条第2項並びに第7条第1項及び第2項において同じ。)又は死亡によらず、その者の都合により退職した者(第19条第1項各号に掲げる者を含む。)に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第6条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(就業規則第18条第2号の規定により退職した者(勤務延長により延長された期限の到来により退職した者を含む。)若しくは同条第5号の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については1年につき 100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については1年につき 100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については1年につき 100分の200

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(業務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第7条 事業活動の縮小その他経営上やむを得ない事由により解雇された者であって理事長の承認を得たもの、業務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(就業規則第18条第2号の規定により退職した者(勤務延長により延長された期限の到来によ

り退職した者を含む。)若しくは同条第5号の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって理事長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第8条 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額が改定された場合において、改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額  
ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合  
イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この規程その他の規程の規定により、この規程の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの規程の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第17条第5項に規定する国等の職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第17条第6項の規定により教職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第19条第1項若しくは第21条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第18条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に教職員又は第17条第5項に規定する国等の職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 教職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第17条第5項の規定により教職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた国等の

職員としての引き続いた在職期間

(3) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして理事長が別に定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第9条 第7条第1項に規定する者（25年以上勤続し、就業規則第18条第5号の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年に達する日の属する年度の初日前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定    | 読み替えられる字句   | 読み替える字句                                                                                                                   |
|------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第7条第1項     | 退職日給料月額     | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額                                   |
| 第8条第1項第1号  | 及び特定減額前給料月額 | 並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額                            |
| 第8条第1項第2号  | 退職日給料月額に、   | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、                                 |
| 第8条第1項第2号イ | 前号に掲げる額     | その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額 |

(業務又は通勤によることの認定の基準)

第10条 退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により教職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第11条 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長の定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第12条 第5条から第7条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第13条 第8条第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 特定減額前給料月額に第8条第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第14条 第9条に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句  | 読み替える字句                                                                                     |
|---------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第12条    | 第5条から第7条まで | 第9条の規定により読み替えて適用する第7条                                                                       |
|         | 退職日給料月額    | 退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額     |
|         | これらの       | 第9条の規定により読み替えて適用する第7条の                                                                      |
| 第13条    | 第8条第1項の    | 第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項の                                                                   |
|         | 同項第2号イ     | 第9条の規定により読み替えて適用する同項第2号イ                                                                    |
|         | 同項の        | 同条の規定により読み替えて適用する同項の                                                                        |
| 第13条第1号 | 特定減額前給料月額  | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
| 第13条第2号 | 特定減額前給料月額  | 特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年に                    |

|  |            |                                                                                            |
|--|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |            | つき100分の2を乗じて得た額の合計額                                                                        |
|  | 第8条第1項第2号イ | 第9条の規定により読み替えて適用する第8条第1項第2号イ                                                               |
|  | 及び退職日給料月額  | 並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額 |
|  | 当該割合       | 当該第9条の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合                                                              |

(退職手当の調整額)

第15条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第8条第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（就業規則第12条の規定による休職（業務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職を除く。）及び就業規則第43条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第17条第4項において「休職月等」という。）のうち細則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下この項及び第5項において「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第8条第2項第2号に掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、細則で定めるところにより、当該期間において教職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる教職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他教職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、細則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外の者でその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第

1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外の者でその勤続期間が零のもの 零

(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額

(4) 自己都合退職者でその勤続期間が 9 年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他のこの条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、細則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第16条 第7条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第3条、第7条、第8条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間 1 年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間 3 年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額をいう。

(勤続期間の計算)

第17条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、教職員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、教職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 教職員が退職した場合（第19条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数（就業規則第12条第6号の規定により休職となる事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

5 第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間には、国、他の地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び他の大学法人（以下「国等」という。）の職員としての在職期間は含まない。ただし、理事長の要請に応じ、国等からこの規程の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けずに退職し、引き続いて教職員となった場合その他理事長が特に認める場合は、教職員としての引き続いた在職期間に含むものとする。

6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第5条第1項（傷病又は死亡による退職

に係る部分に限る。)又は第7条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。

7 前項の規定は、第16条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第18条 教職員の退職が労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。ただし、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当のほかその差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第19条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒解雇等処分(就業規則第43条の規定による懲戒解雇の処分その他の教職員としての身分を当該教職員の非違を理由として失わせる処分をいう。この条から第25条までにおいて同じ。)を受けて退職をした者

(2) 就業規則第22条第1項の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を金沢市公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第20条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 教職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者

に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の教職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った理事長は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁固以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った理事長は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁固以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁固以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用教職員に対する懲戒解雇処分を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用教職員に対する懲戒解雇処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第19条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 金沢市行政手続条例（平成8年条例第41号）第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第19条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

（退職をした者の退職手当の返納）

第22条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用教職員に対する解雇処分を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（再雇用教職員に対する解雇処分の対象となる教職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内

に限り、行うことができる。

- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 金沢市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。
- 5 第19条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第23条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第19条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第19条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。
- 3 金沢市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第24条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。この項から第6項までにおいて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第22条第5項又は前条第3項において準用する金沢市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確

定することなく、かつ、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる教職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再雇用教職員に対する懲戒解雇処分を受けた場合において、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再雇用教職員に対する懲戒解雇処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分にに基づき納付する金額は、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。

7 第19条第2項並びに第22条第2項及び第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 金沢市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第22条第3項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当審査会)

第25条 理事長の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、公立大学法人金沢美術工芸大学退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 理事長は、第21条第1項第3号若しくは第2項、第22条第1項、第23条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 審査会は、第21条第2項、第23条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、

当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、  
適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることが  
できる。

5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、  
関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、理事長が別に定める。  
(教職員が退職した後に引き続き教職員となった場合等における退職手当の不支給)

第26条 教職員が退職した場合(第19条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、  
その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、この規程の規定による退職手当  
は、支給しない。

2 教職員が引き続いて国等の職員となった場合において、その者の教職員としての勤続期間が  
国等の職員に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、国等の職員とし  
ての勤続期間に通算されることに定められているときは、この規程による退職手当は、支給し  
ない。

(職員の退職手当)

第27条 就業規則第2条第3項に規定する職員(金沢市職員(金沢市職員退職手当支給条例(昭和  
28年金沢市条例第41号。以下「条例」という。)第1条第1項に規定する者をいう。))が、任命  
権者の要請に応じ、引き続いて職員となるため、退職手当を支給されないで退職し、かつ引き  
続いて職員となった場合におけるその者、派遣職員及び再雇用職員を除く。)の退職手当の支給  
については、前各条の規定にかかわらず公立大学法人金沢美術工芸大学職員退職手当規程の定  
めるところによる。

(委任)

第28条 この規程の施行について必要な事項は理事長が別に定める。

## 附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により教職員となった者(以下「承継教職員」とい  
う。)の第17条第1項に規定する教職員としての引き続いた在職期間の計算については、条例第  
6条の規定により計算して得られた在職期間を教職員としての在職期間とみなす。

3 承継教職員の第17条第4項に規定する在職期間から除算する月数については、地方公務員法  
(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第27条及び第28条の規定による休職(公務上の  
傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を国家公務員退職手当法施行令(昭和28  
年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する  
給与を含む。))に関する規程において、職員等が地方公社又はその法人の業務に従事するために  
休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在  
職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかった  
ものとする)と定めているものに限る。)の業務に従事させるための休職を除く。)、法第29  
条の規定による停職、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条の規定による大学院修  
学休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月  
(現実に職務をとることを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)を当該承継

教職員の休職月数とみなす。

- 4 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第5条から第9条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第16条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第4項」とする。
- 5 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第8条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とし、42年を超える期間勤続して退職した者で第5条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が第7条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 6 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者で第7条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第4項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 7 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額の支給を受けたことがあるときは、この規程の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、基本給月額に含まれる給料の月額として理事長が別に定めるものについては、この限りでない。
- 8 承継職員がこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年金沢市条例第15号）による改正前の金沢市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第2条から第4条の2まで、第5条及び附則第22項から第24項までの規定により計算した退職手当の額が、この規程第3条から第9条まで及び第12条から第16条まで並びに附則第4項から第6項までの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 9 附則第2項から第8項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の附則第4項及び第5項の規定の適用については、新規規程附則第4項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、同年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成27年10月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。